桶川都市計画事業
（仮称）桶川北本インターチェンジ周辺
東部地区土地区画整理事業

環境影響評価準備書の概要

桶　　川　　市

説明内容

１．環境影響評価について

２．事業計画の概要

３．環境影響評価項目の選定

４．選定した項目についての
　　調査・予測・評価の結果

５．環境影響評価の手続きの予定

1.環境影響評価について

環境影響評価とは
（環境アセスメント）

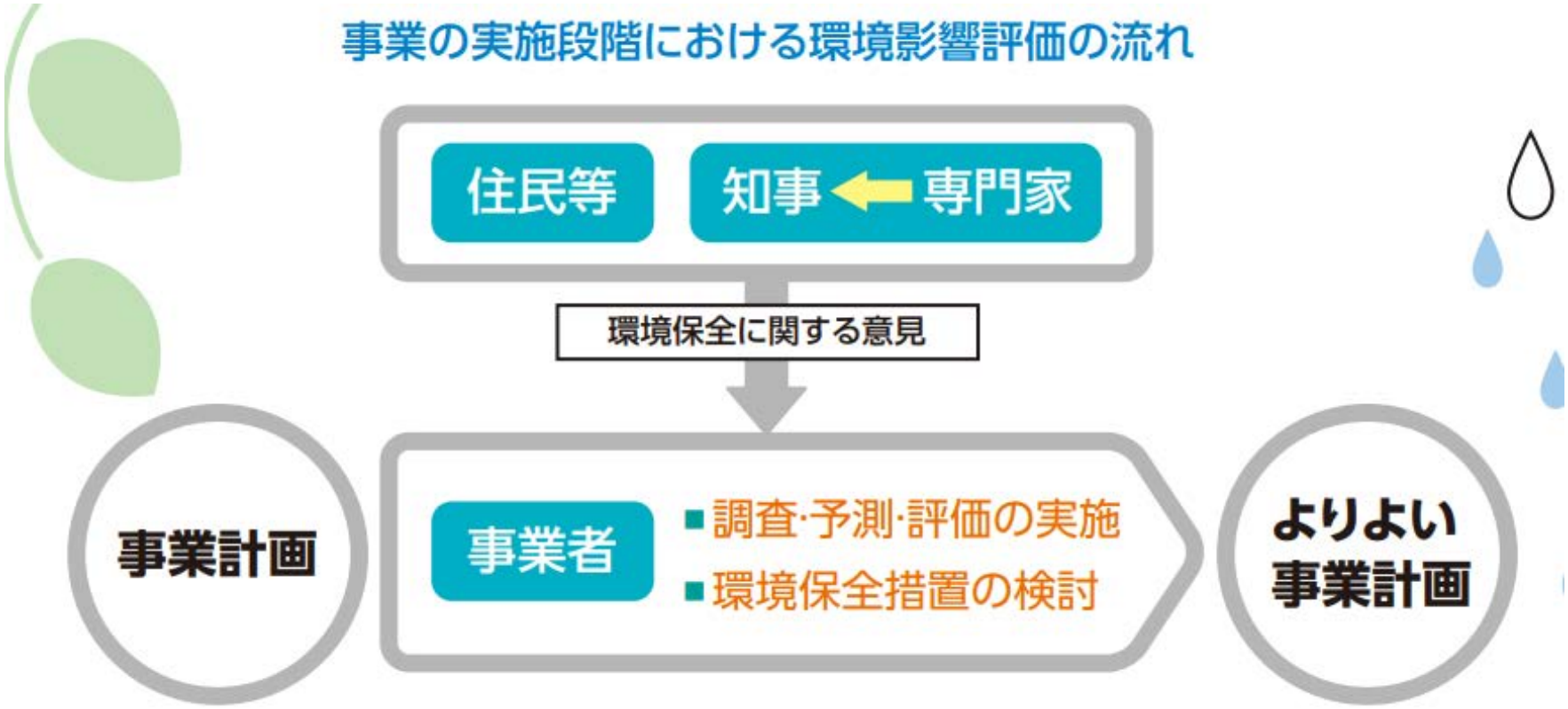

資料：「埼玉県環境影響評価制度のあらまし」リーフレットより

2.事業計画の概要

目　的

土地利用方針図

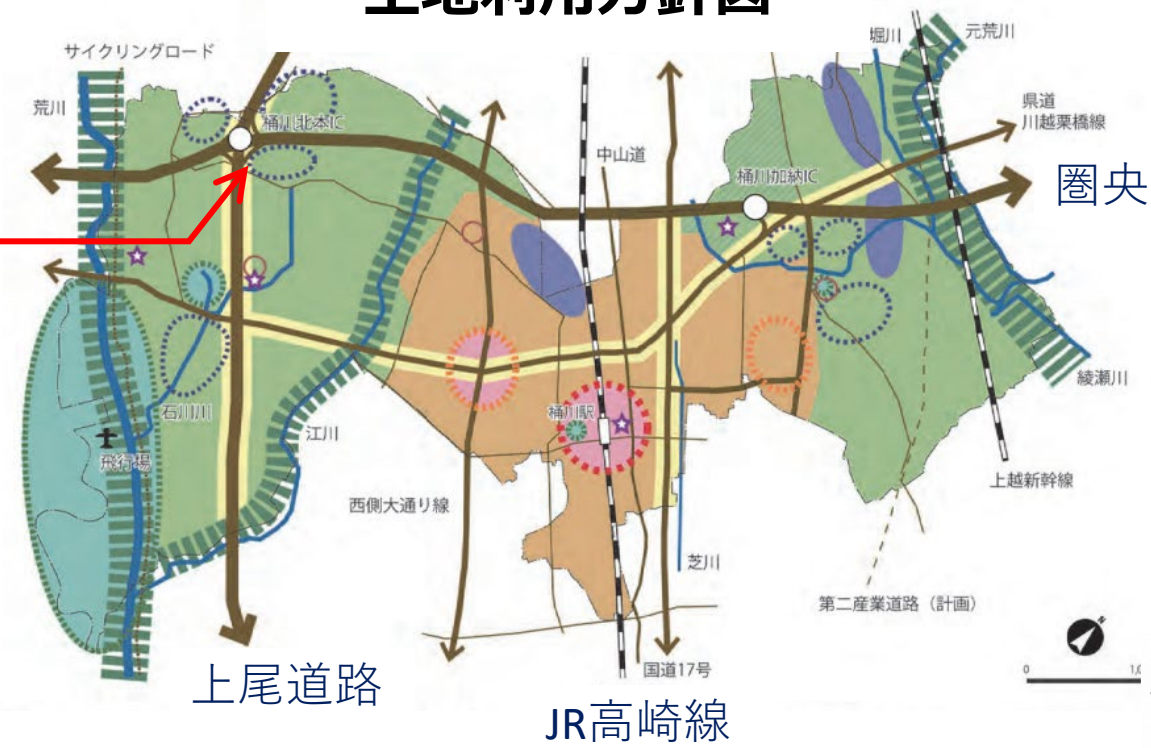

計画地

周辺環境との調和を図りつつ、当地区の持つ立地特性を活かした計画的な土地利用の誘導により、桶川市の更なる発展に寄与することを目的としています。

あらましp.1

都市計画決定権者等の名称

■ 都市計画決定権者	桶 川 市
■ 事業者	株式会社　桶川綜合開発
■ 環境影響評価業務の受託者	株式会社 ポリテック・エイディディ

あらましp.1

対象事業の実施区域

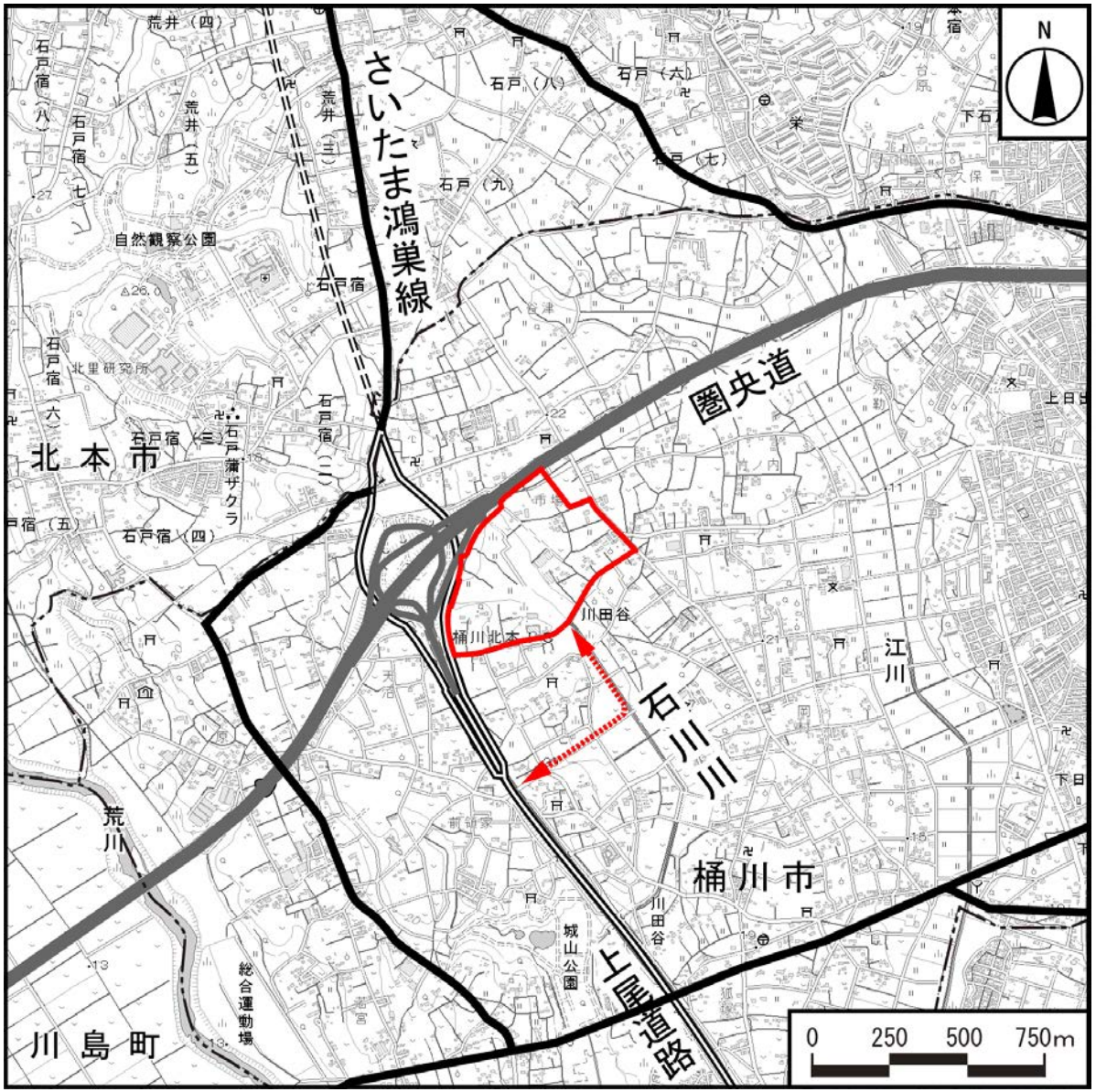

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 市町界

あらましp.1

土地利用計画

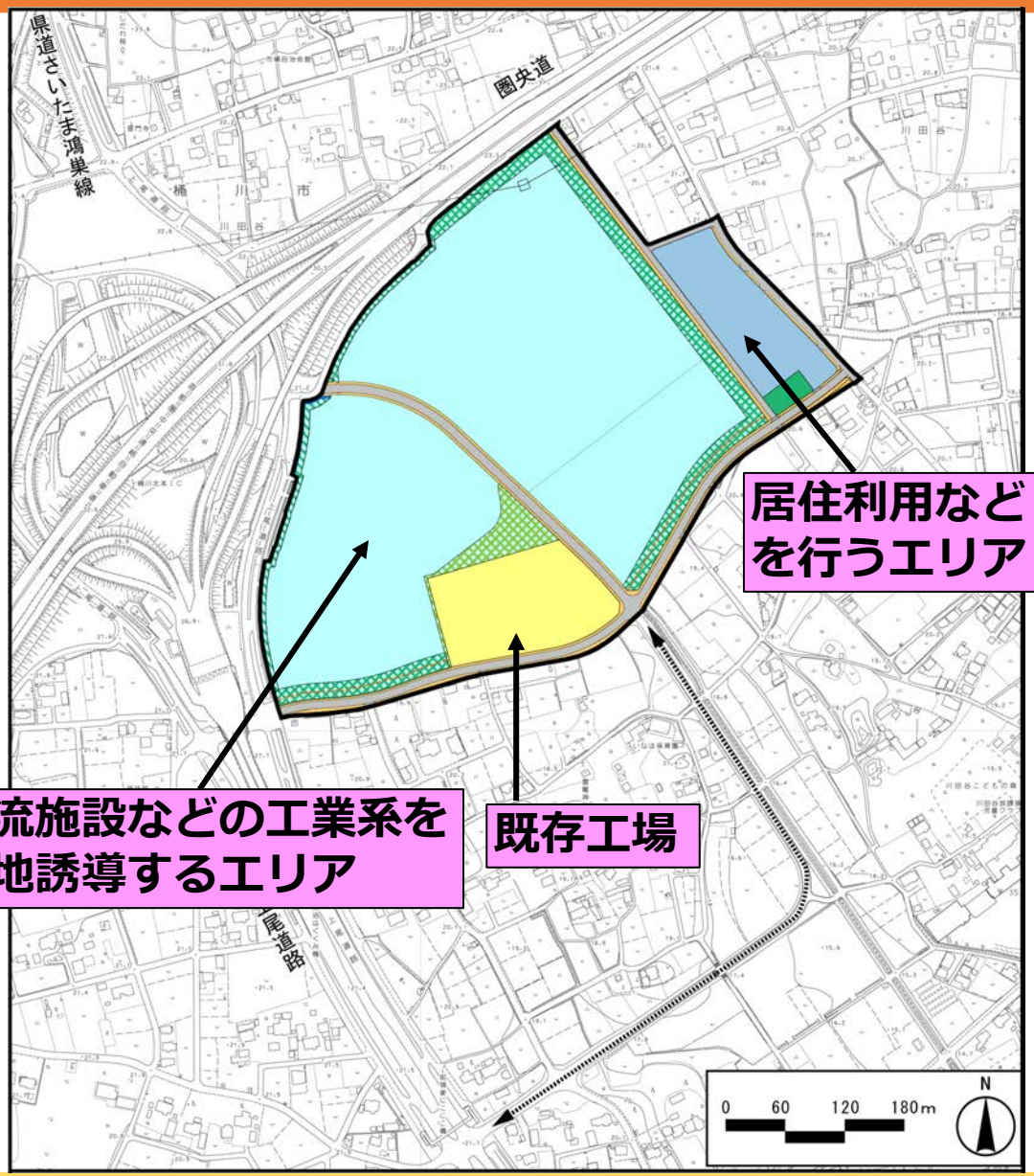

居住利用などを行うエリア

物流施設などの工業系を立地誘導するエリア

既存工場

凡　例

- 計画地
- アクセス道路

宅地

- 物流施設などの工業系を立地誘導するエリア
- 公開緑地公園
- 緩衝緑地帯（幅員15m）
- 緩衝緑地帯（幅員 5m）
- 既存工場
- 居住利用などを行うエリア
- 遊歩道

公共用地

- 市の公園用地
- 水路付替用地
- 道路用地（車道）
- 道路用地（歩道）

あらましp.2

土地利用計画

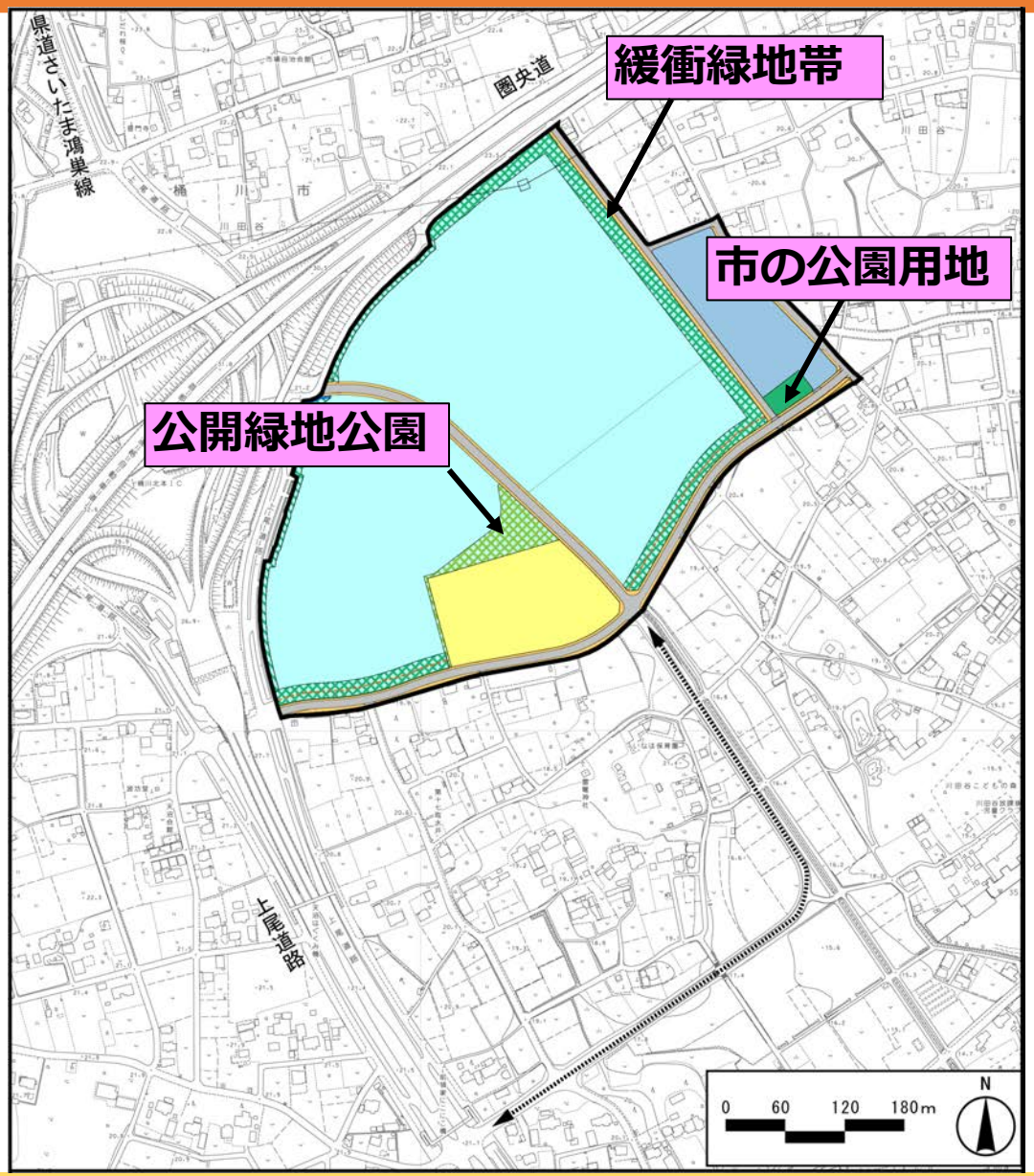

凡　例

- 計画地
- アクセス道路

宅地

- 物流施設などの工業系を立地誘導するエリア
- 公開緑地公園
- 緩衝緑地帯（幅員15m）
- 緩衝緑地帯（幅員 5m）
- 既存工場
- 居住利用などを行うエリア
- 遊歩道

公共用地

- 市の公園用地
- 水路付替用地
- 道路用地（車道）
- 道路用地（歩道）

あらましp.2

想定される業種

【想定される業種】
流通業・製造業

・地区計画により、環境負荷の大きい企業の立地は制限する

影響要因	予測・評価にあたり設定する業種
企業用地からの排出ガス、騒音、振動など	製造業
供用時の自動車交通の発生	流通業

あらましp.2

対象事業の実施期間

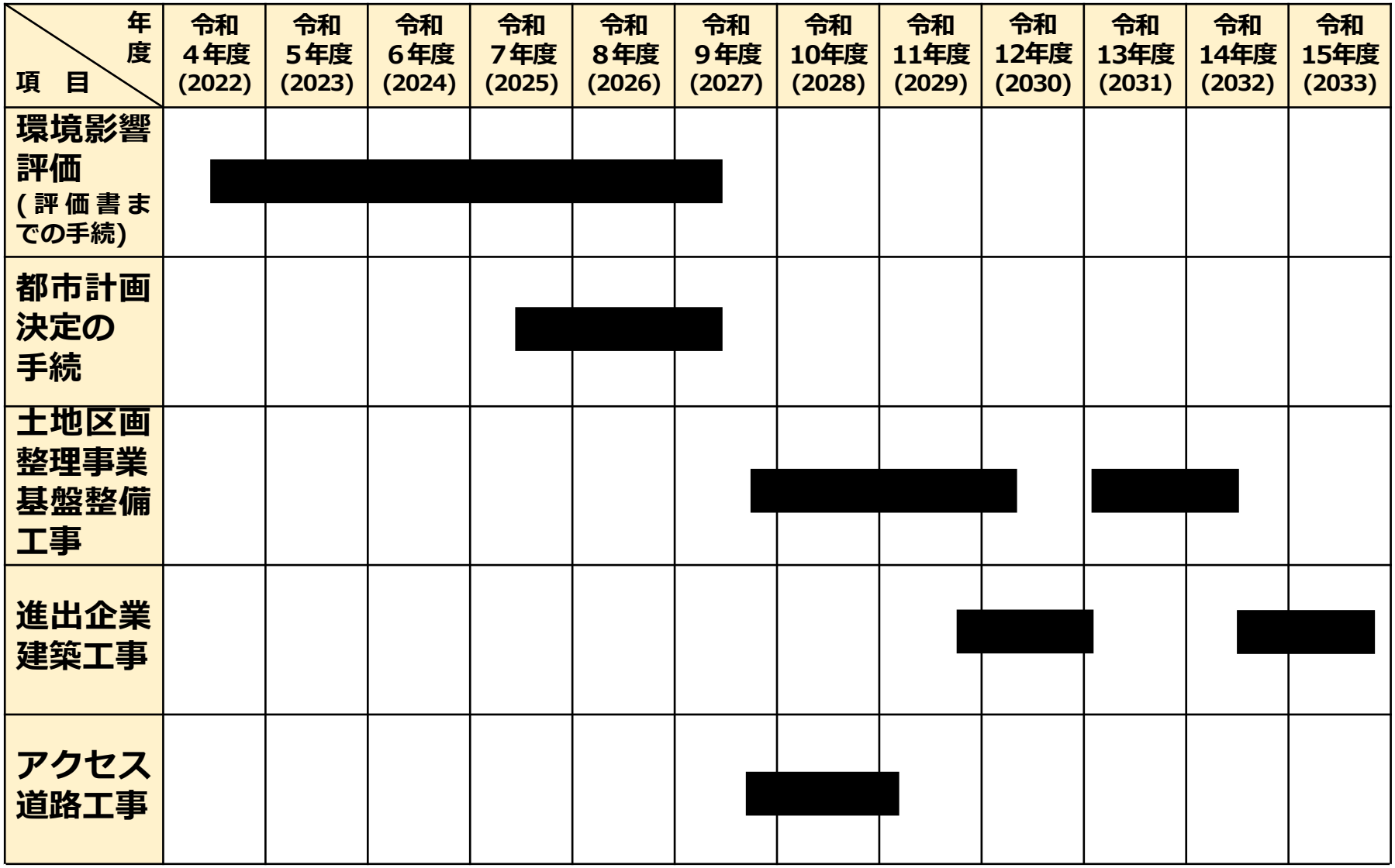

備考）実施期間は現在の予定であり、変更する可能性があります。

あらましp.2

交通計画＜工事中（アクセス道路工事完了前）＞

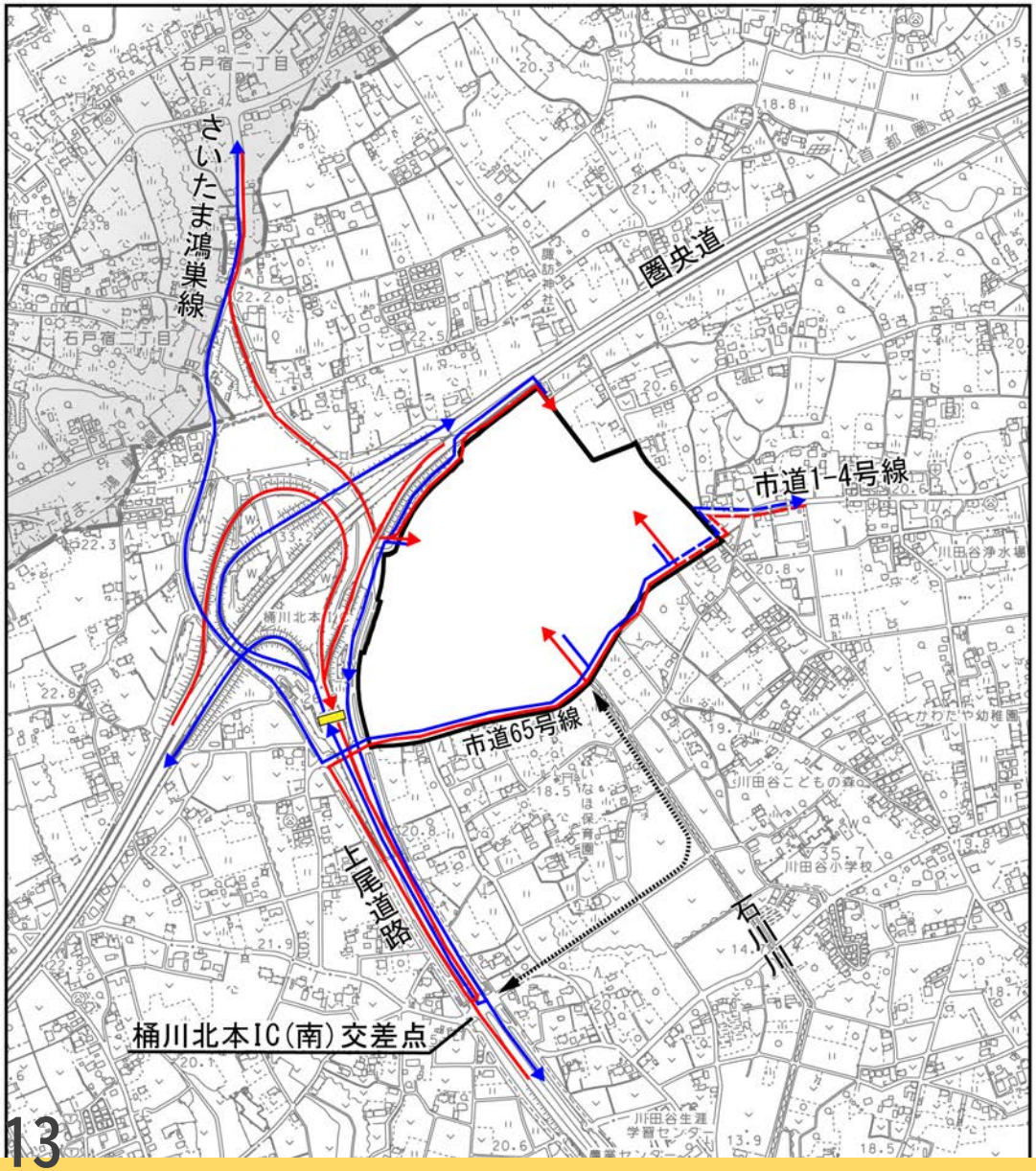

凡　例

計画地　　市町界

アクセス道路

資材運搬等の車両の主要走行経路

入場経路（大型車・小型車）

入場経路（小型車のみ）

退場経路（大型車・小型車）

退場経路（小型車のみ）

交通計画＜供用時＝施設完成後＞

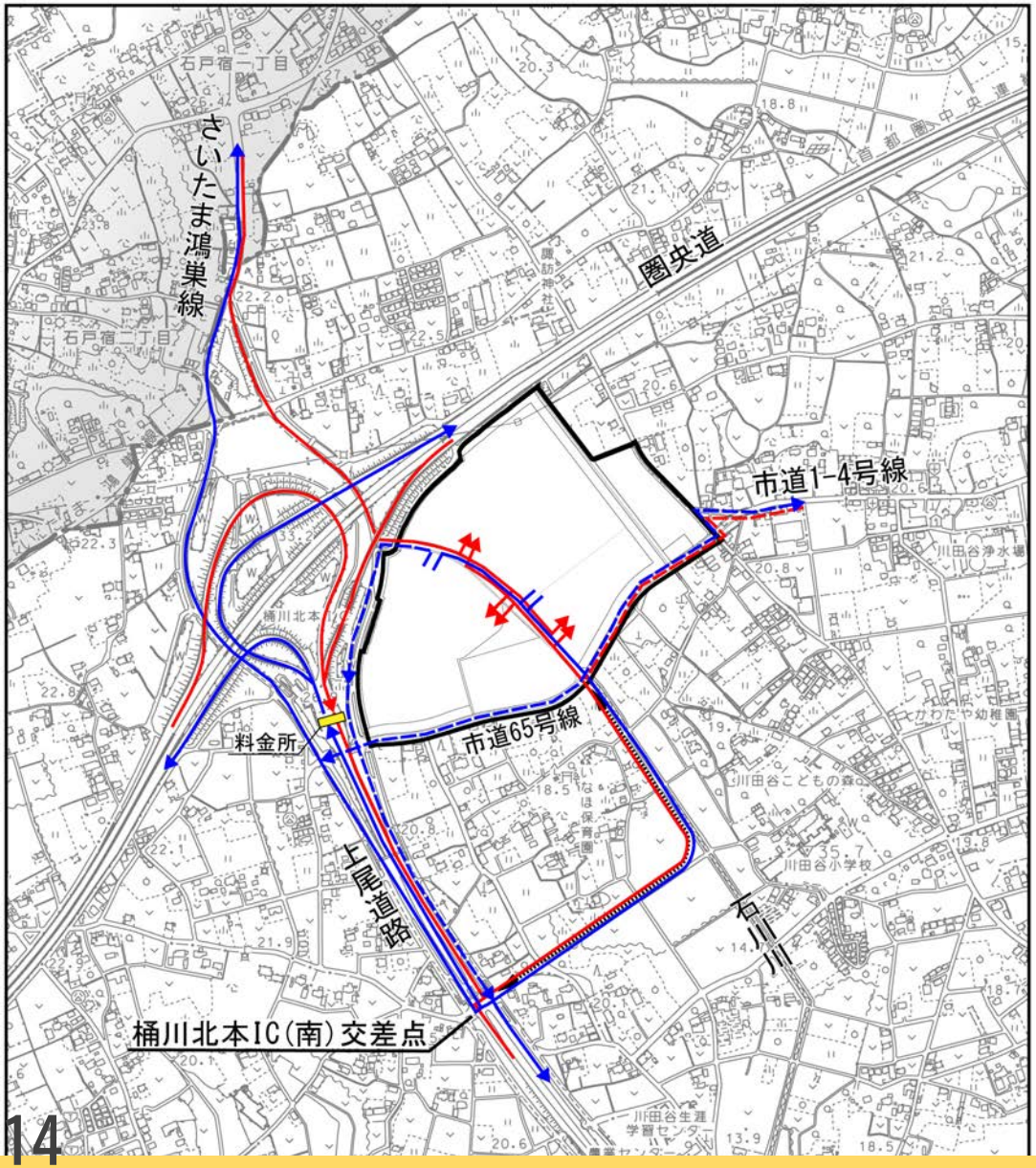

凡　例

計画地　　市町界

アクセス道路

関連車両の主要走行経路

入場経路（大型車・小型車）

入場経路（小型車のみ）

退場経路（大型車・小型車）

退場経路（小型車のみ）

3.環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目の選定（18項目）

あらましp.4

項目＼時期	工事中	供用時
大気質	●	●
騒音・低周波音	●	●
振　動	●	●
悪　臭		●
水　質	●	●
水　象		●
土　壌	●	
地　盤		●
動　物	●	●

項目＼時期	工事中	供用時
植　物	●	●
生態系	●	●
景　観		●
自然とのふれあいの場	●	●
史跡・文化財		●
日照阻害		●
電波障害		●
廃棄物等	●	●
温室効果ガス等	●	●

4. 選定した項目についての調査・予測・評価の結果

大気質【予測した事項】

【工事中】
・建設機械の稼働に伴う影響
・資材運搬等の車両の走行に伴う影響
・造成等の工事に伴う影響

【供用時】
・施設の稼働に伴う影響
・供用時の自動車交通の発生に伴う影響

あらましp.5～9

大気質 予測地点

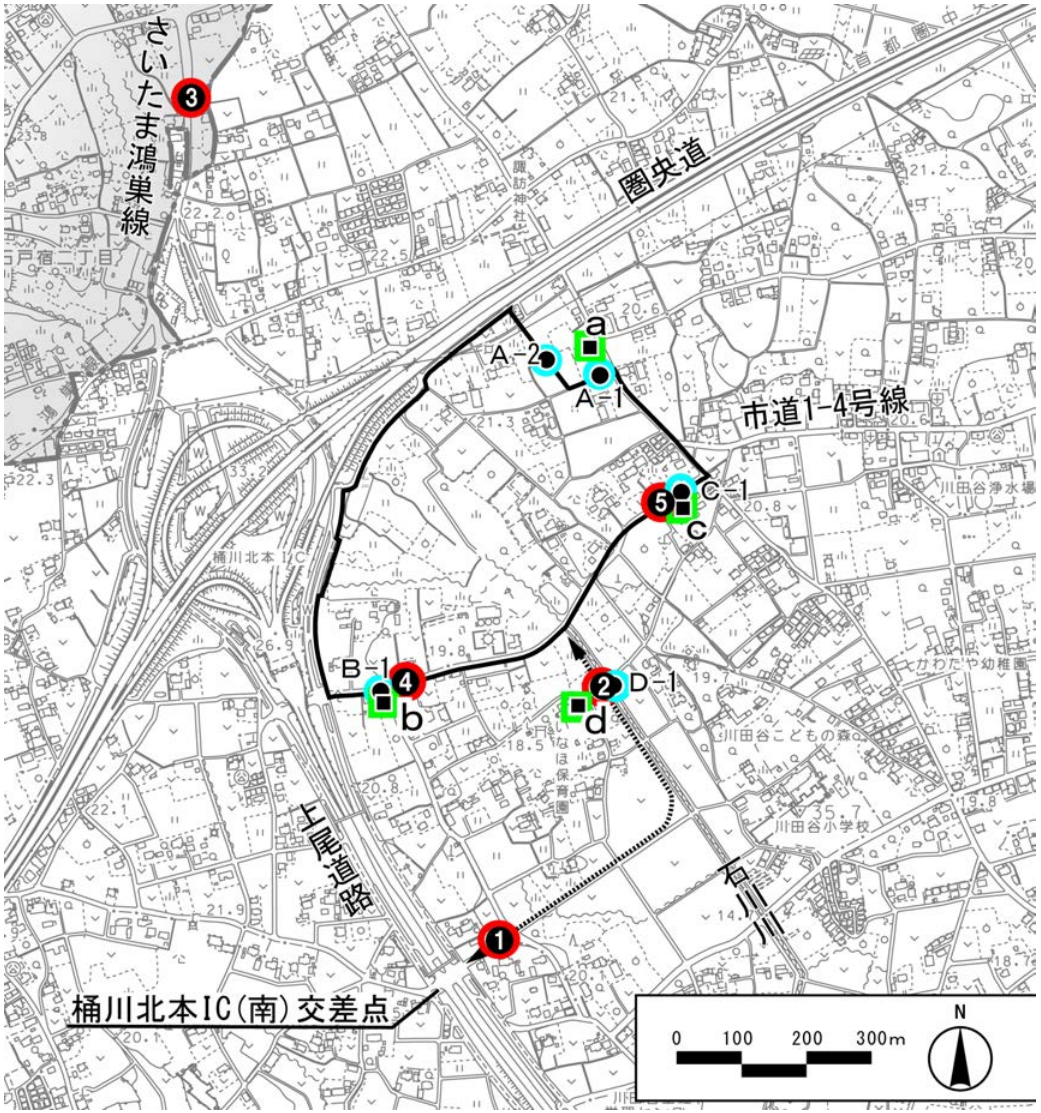

凡　例

- 計画地
- 市町界
- アクセス道路
- 予測地点（周辺住宅等：ａ～ｄ）
- 予測地点（沿道の地点：❶～❺）

あらましp.9

大気質 予測結果（工事中：建設機械の稼働）

二酸化窒素

予測地点	将来予測濃度(ppm)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値の年間98%値	
最大着地濃度出現地点（計画地敷地境界南側）	0.01529	0.031	日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下
a	0.01098	0.023	
b	0.01300	0.027	
c	0.01154	0.024	
d	0.01183	0.025	

あらましp.5

大気質 予測結果（工事中：資材運搬等の車両の走行）

二酸化窒素 (工事開始25か月目)

予測地点	予測方向	将来予測濃度(ppm)		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値の年間98%値	
No.1	北	0.00878	0.019	日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下
	南	0.00810	0.019	
No.2	東	0.00807	0.019	
	西	0.00808	0.019	
No.3	東	0.00920	0.020	
	西	0.00880	0.020	
No.4	北	0.00803	0.019	
	南	0.00804	0.019	
No.5	北	0.00803	0.019	
	南	0.00803	0.019	

あらましp.6

大気質 予測結果（供用時：施設の稼働）

二酸化窒素

予測地点	将来予測濃度(ppm)		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値の年間98%値	
最大着地濃度出現地点（計画地北東側敷地境界）	0.00814	0.019	日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下
a	0.00807	0.019	
b	0.00804	0.019	
C	0.00805	0.019	
d	0.00806	0.019	

あらましp.7

大気質 予測結果（供用時：自動車交通の発生）

二酸化窒素

予測地点	予測方向	将来予測濃度(ppm)		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値の年間98%値	
No.1	北	0.00854	0.019	日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下
	南	0.00873	0.020	
No.2	東	0.00881	0.020	
	西	0.00884	0.020	
No.3	東	0.00910	0.020	
	西	0.00874	0.020	
No.4	北	0.00802	0.019	
	南	0.00803	0.019	
No.5	北	0.00803	0.019	
	南	0.00803	0.019	

あらましp.9

大気質 環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・建設機械は、**排出ガス対策型の使用**に努める。	事業者
・資材運搬等の車両は、**最新排出ガス規制適合車の使用**に努める。	
・造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、**粉じんの飛散防止**を行う。	

あらましp.5～7

大気質 環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対して、「大気汚染防止法」等に定める**規制基準を遵守させる**とともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	進出企業
・進出企業に対して、関連車両による搬出入が**一時的に集中しない**よう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。	

あらましp.7～8

騒音・低周波音【予測した事項】

【工事中】
・建設機械の稼働に伴う影響
・資材運搬等の車両の走行に伴う影響

【供用時】
・施設の稼働に伴う影響

あらましp.10～12

騒音・低周波音 予測地点

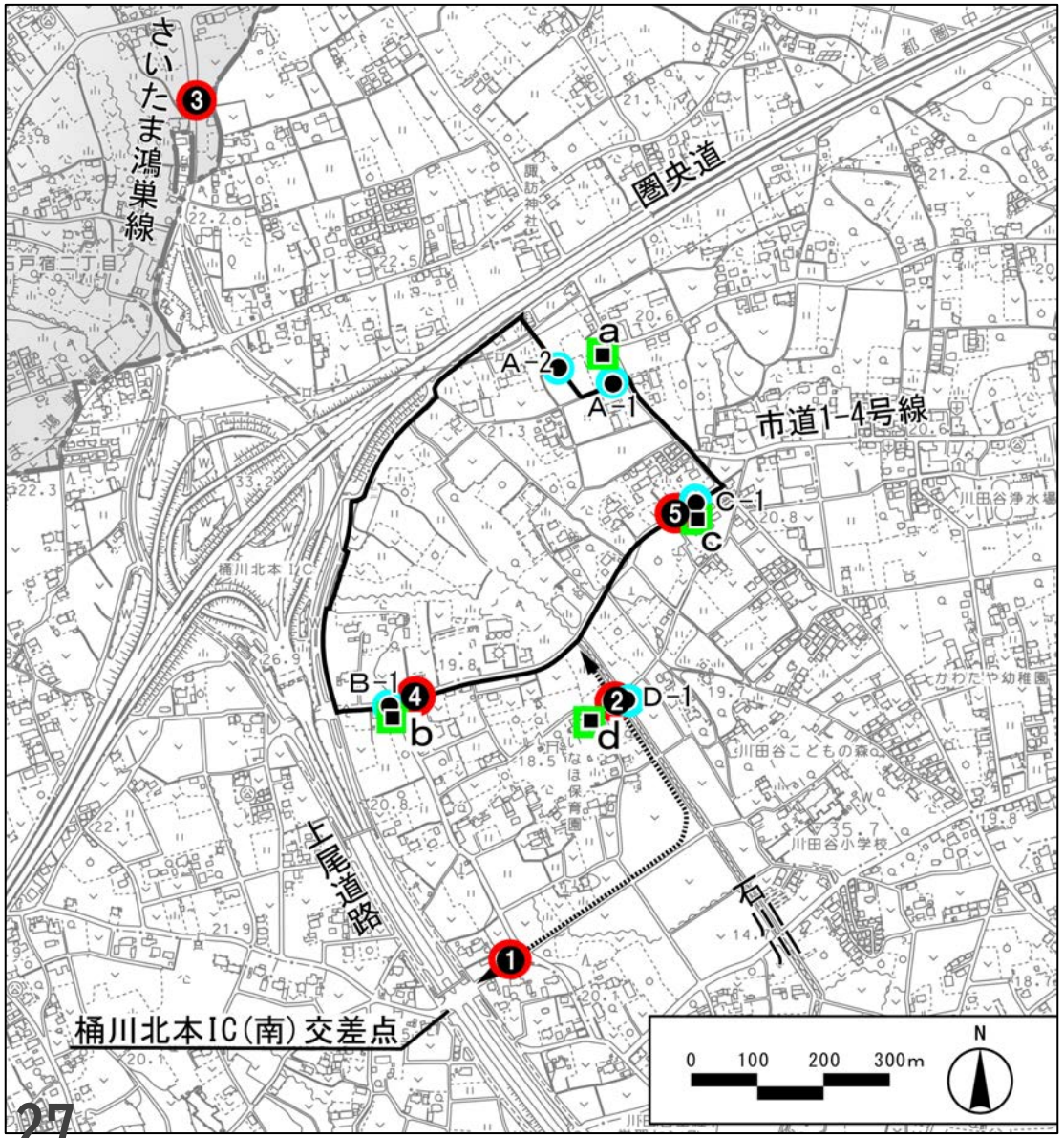

凡　例

- 計画地
- 市町界
- アクセス道路
- 予測地点（敷地境界の地点：A-1～D-1）
- 予測地点（沿道の地点:❶～❺）
- 予測地点（周辺住宅等:a～d）

あらましp.9

騒音・低周波音 予測結果（工事中：建設機械の稼働）

騒音

単位：ｄB

予測地点(敷地境界)	将来予測騒音レベル（L_{A5}）	整合を図るべき基準等
A-1	82（82.4）	85
A-2	82（81.5）	
B-1	82（81.9）	
C-1	80（79.9）	
D-1	83（83.0）	

あらましp.10

騒音・低周波音 予測結果（工事中：資材運搬等の車両の走行）

騒音(工事開始25か月目)

単位：dB

予測地点 (敷地境界)	予測 方向	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等
No.1	南※	57（57.3）	65
	北	58（57.6）	65
No.2	西※	54（54.1）	65
	東	55（54.6）	65
No.3	東※	66（66.4）	70
	西	66（66.3）	70
No.4	北※	57（57.0）	65
	南	57（57.1）	65
No.5	北	58（57.9）	65
	南	58（57.9）	65

注）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。

あらましp.10

騒音・低周波音 予測結果（供用時：施設の稼働）

騒音

単位：dB

予測地点 (最大値出現地点)	時間区分	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等
計画地西側 敷地境界	朝	60（59.6）	65
	昼間		70
	夕		65
	夜		60

注）時間区分　朝：6～8時　昼間：8～19時　夕：19～22時　夜間：22～翌6時

あらましp.11

騒音・低周波音 予測結果（供用時：施設の稼働）

騒音 【周辺住宅】　　単位：ｄＢ

予測地点	暗騒音レベル		将来予測騒音レベル		将来予測騒音レベルによる増加分		整合を図るべき基準等	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
a	53	49	56（56.3）	55（54.9）	3.3	5.9	65	60
b	54	50	55（54.9）	52（51.9）	0.9	1.9		
c	48	44	52（51.9）	51（50.7）	3.9	6.7		
d	51	48	52（52.3）	50（50.2）	1.3	2.2	55	45

注）時間区分　昼間：8～19時　夜間：22～翌6時

あらましp.11

騒音・低周波音 予測結果（供用時：施設の稼働）

騒音 【周辺住宅】　　単位：ｄB

予測地点	暗騒音レベル		将来予測騒音レベル		将来予測騒音レベルによる増加分		整合を図るべき基準等	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
a	53	49	56（56.3）	55（54.9）	3.3	5.9	65	60
b	54	50	55（54.9）	52（51.9）	0.9	1.9		
c	48	44	52（51.9）	51（50.7）	3.9	6.7		
d	51	48	52（52.3）	50（50.2）	1.3	2.2	55	45

注）時間区分　昼間：8～19時　夜間：22～翌6時

あらましp.11

騒音・低周波音 予測結果（供用時：施設の稼働）

騒音 【周辺住宅等】　　単位：dB

予測地点	暗騒音レベル		将来予測騒音レベル		将来予測騒音レベルによる増加分		整合を図るべき基準等	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
a	53	49	56（56.3）	55（54.9）	3.3	5.9	65	60
b	54	50	55（54.9）	52（51.9）	0.9	1.9		
c	48	44	52（51.9）	51（50.7）	3.9	6.7		
d	51	48	52（52.3）	50（50.2）	1.3	2.2	55	45

注）時間区分　昼間：8～19時　夜間：22～翌6時

あらましp.11

騒音・低周波音 予測結果（供用時：施設の稼働）

低周波音

単位：dB

予測地点 （最大値出現地点）	将来予測低周波音音圧レベル	整合を図るべき基準等
計画地北西側敷地境界	76（76.0）	100

低周波音【周辺住宅等】

単位：dB

予測地点	将来予測低周波音音圧レベル	整合を図るべき基準等
a	76（76.0）	100
b	76（76.0）	100
c	76（76.0）	100
d	76（76.0）	100

あらましp.11

騒音・低周波音 予測結果（供用時：自動車交通の発生）

騒音

単位：dB

予測地点	予測方向	時間帯	将来予測騒音レベル	整合を図るべき基準等
No.1	北	昼間	61（61.3）	65
		夜間	59（58.8）	60
No.2	西※	昼間	61（60.8）	65
		夜間	59（58.9）	60
No.3	西	昼間	67（66.5）	70
		夜間	63（63.3）	65
No.4	北※	昼間	58（57.6）	65
		夜間	53（52.7）	60
No.5	北※	昼間	59（58.6）	65
		夜間	53（52.5）	60

注1）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。
注2）時間区分　昼間:8～19時　夜間: 19～翌8時

あらましp.12

騒音・低周波音　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・低騒音型の建設機械の使用に努める。	事業者
・住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。	
・アクセス道路は低騒音型舗装を採用する。	
・資材運搬等の車両の走行時間帯及び走行経路を設定し、徹底する。	

あらましp.10

騒音・低周波音　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対して、「騒音規制法」等に定める**規制基準を遵守**させるとともに、必要に応じて**防音対策**の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	進出企業
・進出企業に対して、**周辺住宅等に配慮**し、特に**夜間は大きな騒音を発生する作業を行わない**よう要請する。	

あらましp.11～12

振動【予測した事項】

【工事中】
・建設機械の稼働に伴う影響
・資材運搬車両等の走行に伴う影響

【供用時】
・施設の稼働に伴う影響
・供用時の自動車交通の発生に伴う影響

あらましp.12～14

振動 予測結果（工事中：建設機械の稼働）

単位：dB

予測地点(敷地境界)	将来予測振動レベル（L_{10}）	整合を図るべき基準等
A-1	54（53.5）	75
A-2	53（52.7）	
B-1	53（53.1）	
C-1	51（51.3）	
D-1	54（54.1）	

あらましp.12

振動 予測結果（工事中：資材運搬等の車両の走行）

（工事開始25か月目）

単位：dB

予測地点	予測方向	時間帯	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等
No.1	北	昼間	48（48.3）	65
		夜間	44（43.8）	60
No.2	西※	昼間	42（42.1）	65
		夜間	37（37.4）	60
No.3	西	昼間	55（54.6）	65
		夜間	50（49.7）	60
No.4	北※	昼間	43（43.0）	65
No.5	北※	昼間	43（43.3）	65
		夜間	38（37.6）	60

注1）予測方向の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施した方向を示す。
注2）昼間：8～19時　夜間：19～翌8時

あらましp.13

振動 予測結果（供用時：施設の稼働）

単位：dB

予測地点 (最大値出現地点)	時間区分	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等
計画地南東側 敷地境界	昼間	53（53.4）	60
	夜間		55

注）時間区分　昼間：8～19時　夜間：19～翌8時

あらましp.14

振動 予測結果（供用時：自動車交通の発生）

振動

単位：dB

予測地点(敷地境界)	予測方向	時間区分	時間帯	将来予測振動レベル	整合を図るべき基準等
No.1	北	昼間	8時台	54（53.4）	65
		夜間	7時台	52（51.7）	60
No.2	西※	昼間	9時台	49（49.1）	65
		夜間	7時台	49（49.4）	60
No.3	西	昼間	11時台	55（54.6）	65
		夜間	7時台	50（50.1）	60
No.4	北※	昼間	9時台	45（44.5）	65
		夜間	1時台	38（37.7）	60
No.5	北※	昼間	17時台	42（42.3）	65
		夜間	7時台	38（37.6）	60

注1）予測方向の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施した方向を示す。
注2）昼間：8～19時　夜間：19～翌8時

あらましp.14

振動　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、**建設機械の集中稼働を避ける。**	事業者
・建設機械の**整備・点検を適切に実施**する。	
・資材運搬等の車両は**制限速度・規制速度の遵守を徹底**する。	

あらましp.12～13

振動　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対して、「振動規制法」等に定める**規制基準を遵守**させるとともに、必要に応じて**防振対策**の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。	進出企業

あらましp.14

悪臭【予測した事項】

【供用時】
・施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度

あらましp.15

悪臭　予測結果（供用時：施設の稼働）

単位は無し

予測項目	将来予測臭気指数	整合を図るべき基準等
臭気指数	10未満	18以下 C区域（工業地域・工業専用地域）

あらましp.15

悪臭　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対して、「悪臭防止法」に定める**規制基準を遵守**するとともに、必要に応じて**脱臭設備を設置**する等の未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。	進出企業

あらましp.15

水質【予測した事項】

【工事中】
- **造成等の工事に伴う公共用水域の水質の変化の程度**
- **造成等の工事に伴う底質及び地下水の変化の程度**

【供用時】
- **施設の稼働に伴う公共用水域の水質の変化の程度**
- **施設の稼働に伴う公共用水域の底質の変化の程度**

あらましp.15～17

水質　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・濁水については、雨水貯留施設等で、土粒子を十分に沈殿させた後、排水基準値以下にして排水する。	事業者
・地盤改良は、基本的に置換工法とし、アルカリ排水の発生を抑える。	
・地盤改良にセメント系固化剤を用いる場合は、環境負荷の少ない適切な配合設計を把握し、用いる。	
・土地の改変前に、「土壌汚染対策法」等に基づく必要な調査及び届出を行う。	

あらましp.15～16

水質　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対して、「水質汚濁防止法」等に定める**排水基準を遵守**するよう指導する。	進出企業
・**製造系企業**が進出する場合は、石川川の水質等を著しく悪化させることのないよう、「桶川市開発行為等に関する指導要綱」に基づき協議し、**排水の水質や排水量を決定**する。	

あらましp.16～17

水象【予測した事項】

【供用時】
- 造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度
- 造成地及び施設の存在による地下水の水位及び水脈の変化の程度

あらましp.18～19

水象　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく**雨水流出抑制施設**を設置し、事業区域からの雨水排水量が、「石川改修事業全体計画書」における**計画単位排水量以下となるように調整する**。	進出企業
・居住などを行うエリアに、**大型貯留浸透槽**を設置する。	
・区画道路の一部に**浸透側溝**を設置する。歩道部は**浸透性舗装**を行い、雨水浸透を促進する。	

あらましp.18～19

土壌【予測した事項】

【工事中】
・造成等の工事に伴う土壌汚染の影響

あらましp.19

土壌　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・土地の改変や形質の変更を行うにあたっては、事前に「土壌汚染対策法」等に基づく**必要な調査及び手続**を行う。仮に土壌の汚染が確認された場合においても、土壌汚染が拡散したり、地下水を汚染したりすることのないよう、**関係法令に基づき適切に対策を講じる**。	事業者

あらましp.19

地盤【予測した事項】

【工事中】
・造成等の工事に伴う地盤沈下の範囲及び程度

あらましp.19

地盤　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・盛土は、地質調査結果を踏まえて、プレロード工法（載荷盛土）とする。	事業者
・置換工法で地盤改良を施す。水路及び擁壁の支持に必要な場合は、中層混合改良により土壌改良を行う。	
・着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測する。	

あらましp.19

動物・植物・生態系【予測した事項】

【工事中・供用時】

動　物	・工事の実施並びに造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度
植　物	・造成等の工事並びに造成地の存在による植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき種・保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度
生態系	・工事の実施並びに造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度

あらましp.20～22

動物・植物・生態系　調査結果

項目	確認種数	保全すべき種の種数
動物	1,031種	27種
植物	462種	9種

項目	環境区分
生態系	畑環境、水田環境、樹林環境、市街地等

オオタカ



ミズオオバコ

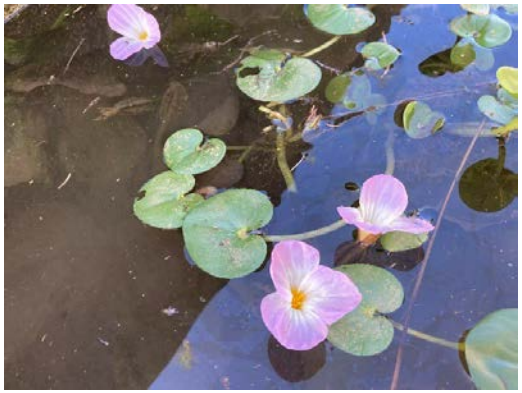

ウリカワ



動物・植物・生態系　調査結果（詳細）

■動物の保全すべき種

分類	種名	選定基準
鳥類	ハヤブサ	①
	オナガ、カシラダカ	②
	ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ	②、③
	ツミ、ノスリ、カワセミ、チョウゲンボウ、 オオヨシキリ、ホオジロ	③
爬虫類	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、 アオダイショウ、ヒバカリ	③
両生類	トウキョウダルマガエル	②、③
昆虫類	リンゴクロカスミカメ、コガムシ	②
	ヒナバッタ、ハネナガイナゴ、アリヅカウンカ、 コチャバネセセリ	③
底生動物	コシダカヒメモノアラガイ	②
	ヒラマキミズマイマイ	②、③
	ドブシジミ	③

①：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
②：環境省レッドリスト2020、環境省第5次レッドリスト (鳥類及び爬虫類・両生類)
③：埼玉県レッドデータブック動物編 2018

動物・植物・生態系　調査結果（詳細）

■植物の保全すべき種

種名	選定基準
ウスゲチョウジタデ	①
アブノメ、ウリカワ、ササバギンラン、シュンラン	②
カワヂシャ、ミズオオバコ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ	①、②

①：環境省第5次レッドリスト（植物・菌類）
②：埼玉県レッドデータブック 植物編(第4版)2024

動物・植物・生態系　環境の保全のための措置

動物、生態系

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・計画地を高利用域に含むオオタカの営巣地で繁殖が確認された場合は、繁殖期にカメラ監視等の手法により工事の影響を把握し、影響が確認された場合は、工事の一時停止を含め、営巣地への影響の低減に努めるものとする。	事業者

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・緩衝緑地帯には高木を植栽し、公開緑地公園は水田生態系の復元を目標に整備・管理を行う。	進出企業
・街路灯は光漏れを少なくする機器を採用する。	

あらましp.20～22

動物・植物・生態系　環境の保全のための措置

植物、生態系

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・緩衝緑地帯に既存樹木を取込むことを検討する。 湿地の一部を公開緑地公園に取込み保全する。	進出企業
・公開緑地公園の植樹については、成木は最小限とし、計画地内から採集した木本類の実生等を用いる。	
・公開緑地公園に、保全すべき種を移植する。	

あらましp.21～22

景観【予測した事項】

【供用時】
・主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

あらましp.22～23

景観　予測地点

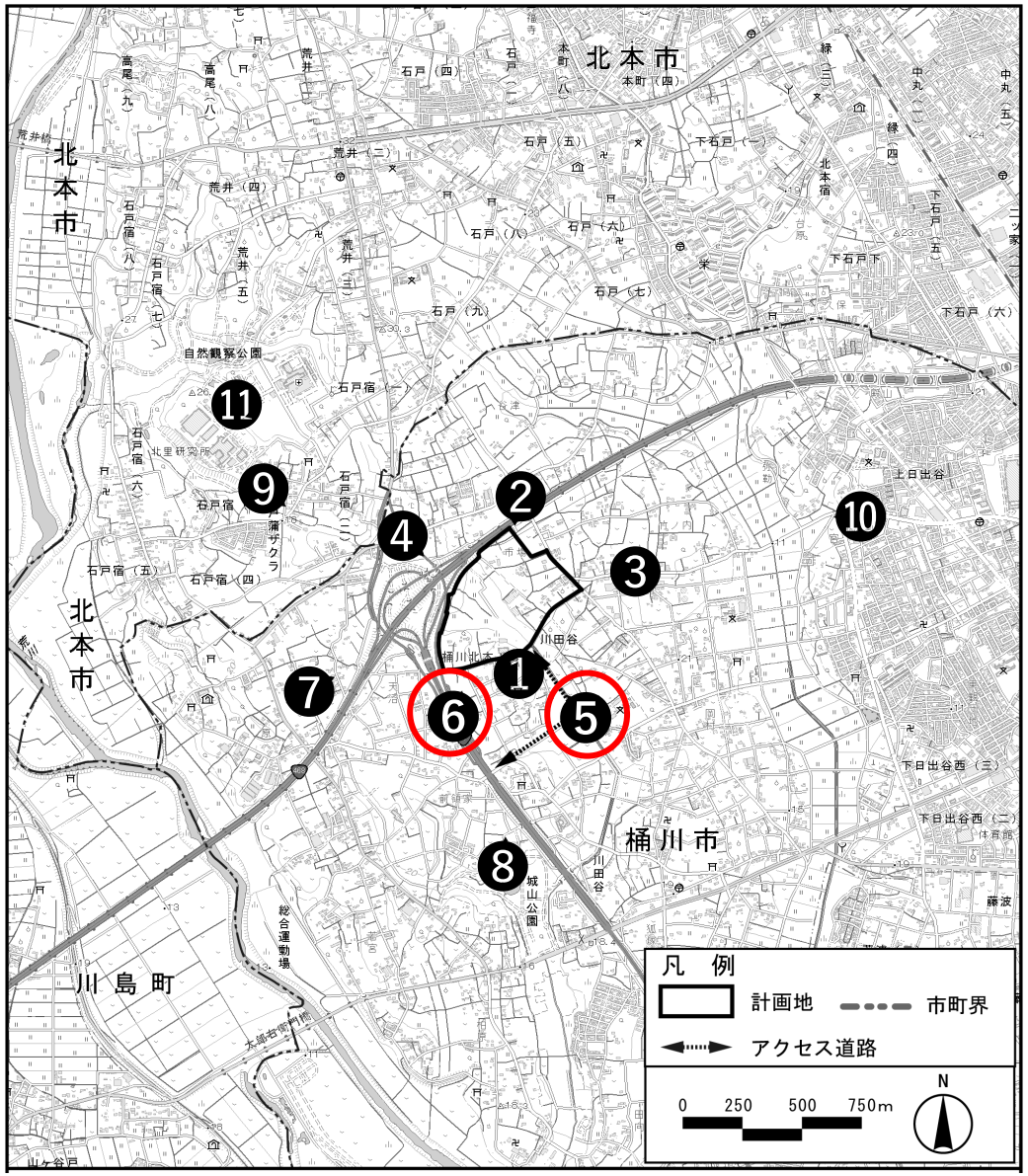

❶～⓫　景観予測地点

景観　現況と予測結果

■No.5　石川川【現況】



あらましp.23

景観　現況と予測結果

■No.5　石川川【供用時】



あらましp.23

景観　現況と予測結果

■No.6　天沼はぐくみ橋【現況】



あらましp.23

景観　現況と予測結果

■No.6　天沼はぐくみ橋【供用時】

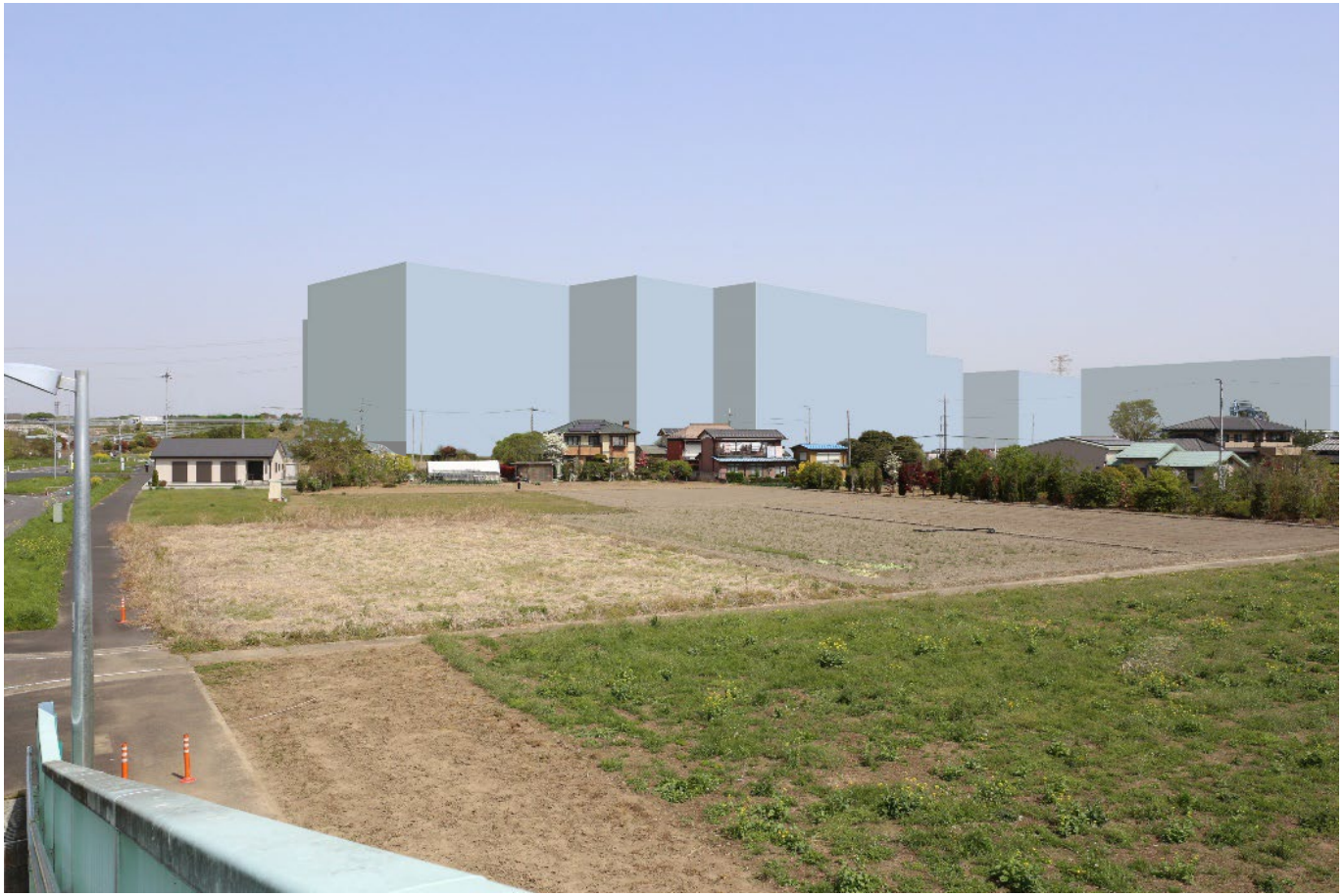

あらましp.23

景観　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・想定建築物の敷地の外周に、緩衝緑地帯を配することにより、建築物を敷地境界からセットバックさせ、圧迫感の軽減を図る。	進出企業
・進出企業に対して、「埼玉県景観計画」の景観形成基準を遵守し、周辺環境に配慮した色彩を採用し、周辺との調和に配慮するよう指導助言する。	

あらましp.22～23

自然とのふれあいの場【予測した事項】

【工事中】
・工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

【供用時】
・造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響

あらましp.24～25

自然とのふれあいの場　環境の保全のための措置

■工事中・供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・アクセス道路は**歩車分離**された整備を行う。	事業者
・車両は、交通法規を遵守し、安全運転を徹底する。特に、通学時間帯には、**児童の通学に十分配慮**する。	事業者・進出企業

石川川の河津桜



川田谷こどもの森



城山公園



あらましp.24～25

史跡・文化財【予測した事項】

【工事中】
・造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

あらましp.26

史跡・文化財　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・埼玉県及び桶川市の担当部署と連携しつつ、**文化財の保護上必要な措置を講じる**ものとする。	事業者
・「**川田谷陣屋の本丸跡**として現状保存が望まれる範囲」については、**地下部の改変を制限**する計画とする。	

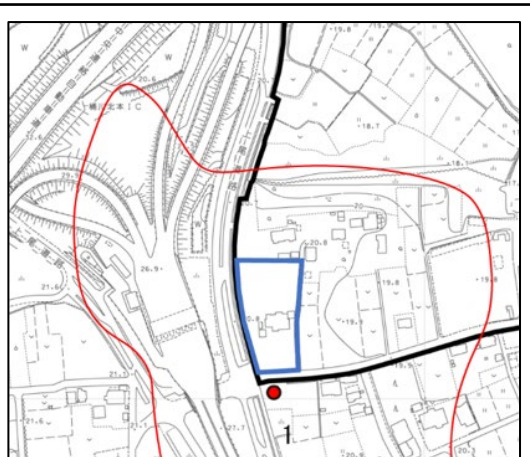

埋蔵文化財包蔵地

牧野薬師堂

川田谷陣屋跡の現状保存が望まれる範囲

あらましp.26

日照阻害【予測した事項】

【供用時】
・日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化

あらましp.26

日照阻害　予測結果

等時間日影図（冬至日）

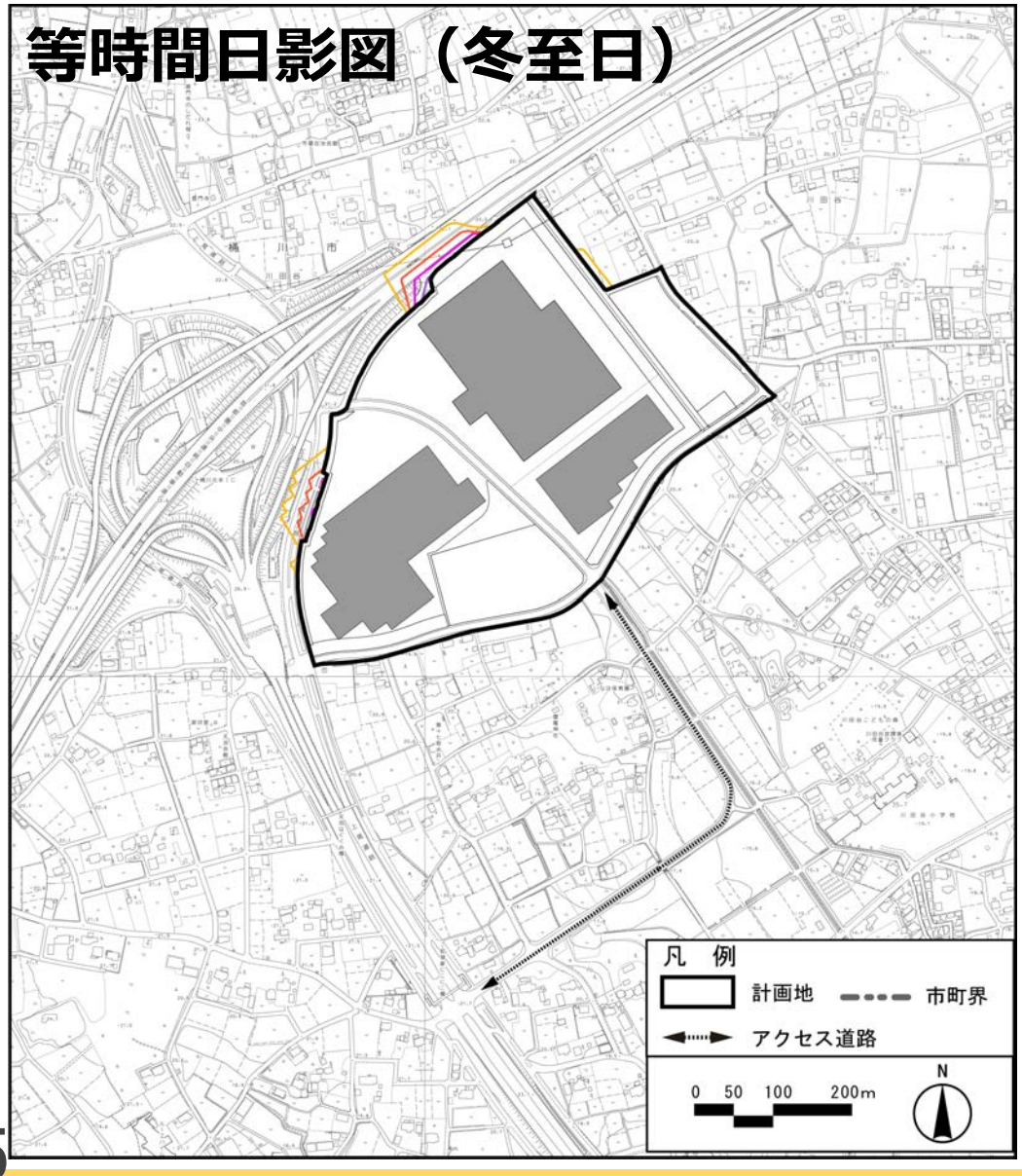

2時間の日影線
3時間の日影線
4時間の日影線
5時間の日影線

準備書p.746

日照阻害　環境の保全のための措置

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対し、日影の影響に配慮した建物配置、形状にするよう依頼する。	進出企業

あらましp.26

電波障害【予測した事項】

【供用時】
・テレビ電波の電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度

あらましp.27

電波障害　予測結果

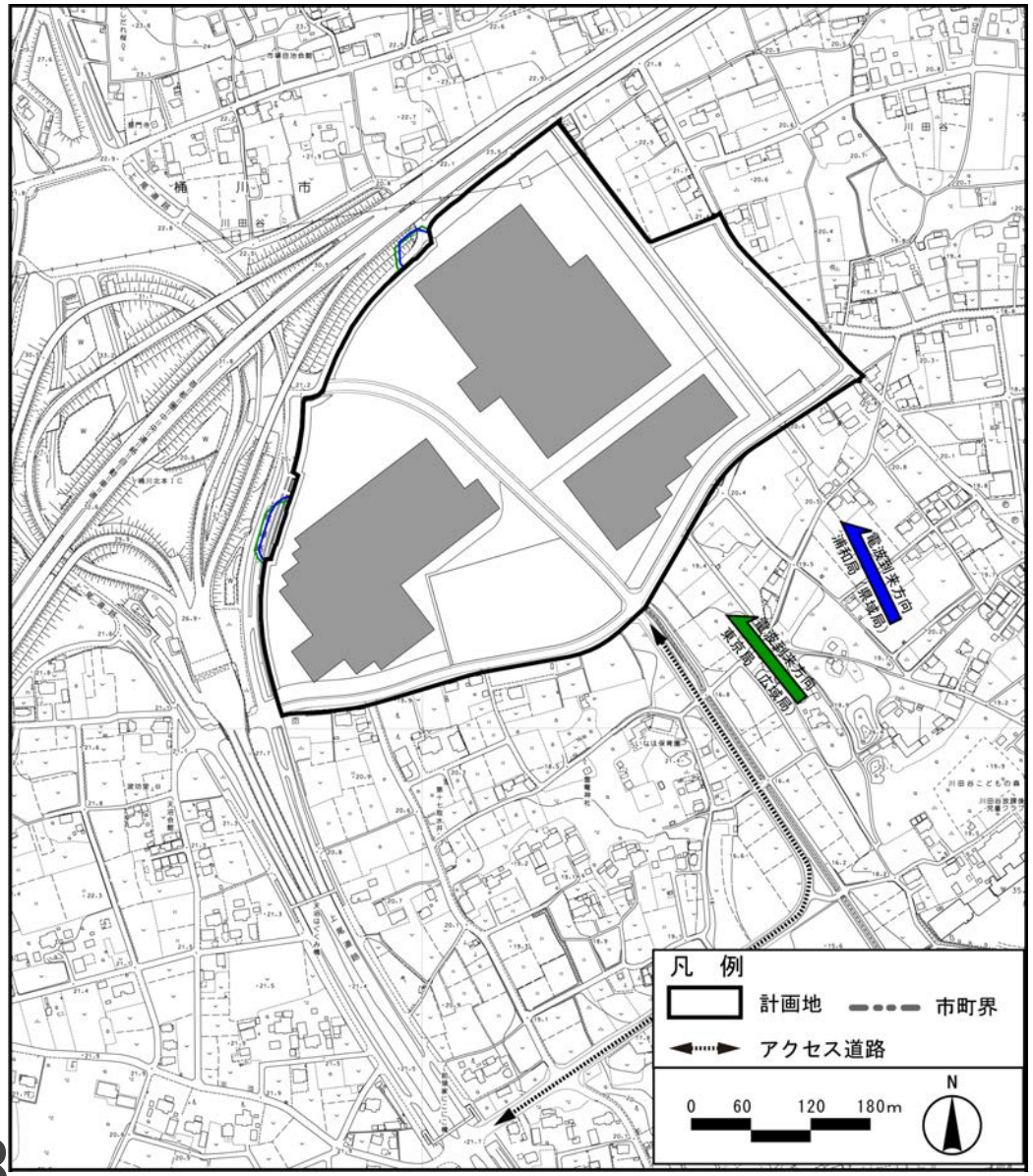

地上デジタル放送

電波到来方向

東京局広域局
遮へい障害予測範囲

浦和局県域局
遮へい障害予測範囲

衛星放送の障害予測範囲は
計画地内に収まる。

準備書p.758

電波障害　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・クレーン未使用時にブームを電波到来方向に向ける等、電波障害の発生防止に配慮する。	事業者

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・本事業に起因して住宅等に新たな受信障害が発生した場合には、「桶川市指定建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱」等に基づき受信状況に応じて適切に障害対策を講じる。	進出企業

あらましp.27

廃棄物等【予測した事項】

【工事中】
・造成等の工事に伴う廃棄物の排出及び排出抑制の状況

【供用時】
・施設の稼働に伴う廃棄物の排出及び排出抑制の状況
・施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

あらましp.28

廃棄物等　予測結果

■工事中

区分	排出量
既存施設の撤去に伴う廃棄物	約　3,690 t
樹木伐採等に伴う廃棄物	約　　597 t
撤去する埋設廃棄物	約 25,000 m^3
建設工事に伴う廃棄物	約　7,299 t

■供用時

区分	排出量
施設の稼働に伴う産業廃棄物	約　9,360 t/年
事業系一般廃棄物	約　12.67 t/日

廃棄物等　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図る。再利用できないものは専門業者に委託し適切に処理する。	事業者
・埋設産業廃棄物の撤去に伴い発生する廃棄物は、法令に基づいて産業廃棄物として適正に処分する。	

■供用時

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対し、発生抑制や分別、リサイクルの推進等の適正な処理に努めるよう周知・啓発を図る。	進出企業

あらましp.28

温室効果ガス【予測した事項】

【工事中】
- 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況
- 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況
- 造成等の工事に伴う温室効果ガスの吸収源及び吸収量削減の状況

【供用時】
- 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況
- 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの排出及び排出削減の状況

あらましp.29～30

温室効果ガス　環境の保全のための措置

■工事中

環境の保全のための措置	実施主体
・燃費基準達成建設機械、低炭素型建設機械、GX建設機械（電動建設機械）の採用に努める。	事業者
・低燃費車の採用に努める。	
・建設機械の省燃費運転の周知・普及に努める。	
・資材運搬等の車両のエコドライブ、アイドリングストップを徹底する。	

あらましp.29

温室効果ガス　環境の保全のための措置

■供用中

環境の保全のための措置	実施主体
・進出企業に対し、省エネ型照明や省エネ型設備を積極的に採用する等の省エネ対策を奨励する。	進出企業
・進出企業に対し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス削減の目標を定め、削減に努めるよう、要請する。	

あらましp.30

5.環境影響評価の手続きの予定

環境影響評価の手続きの流れ

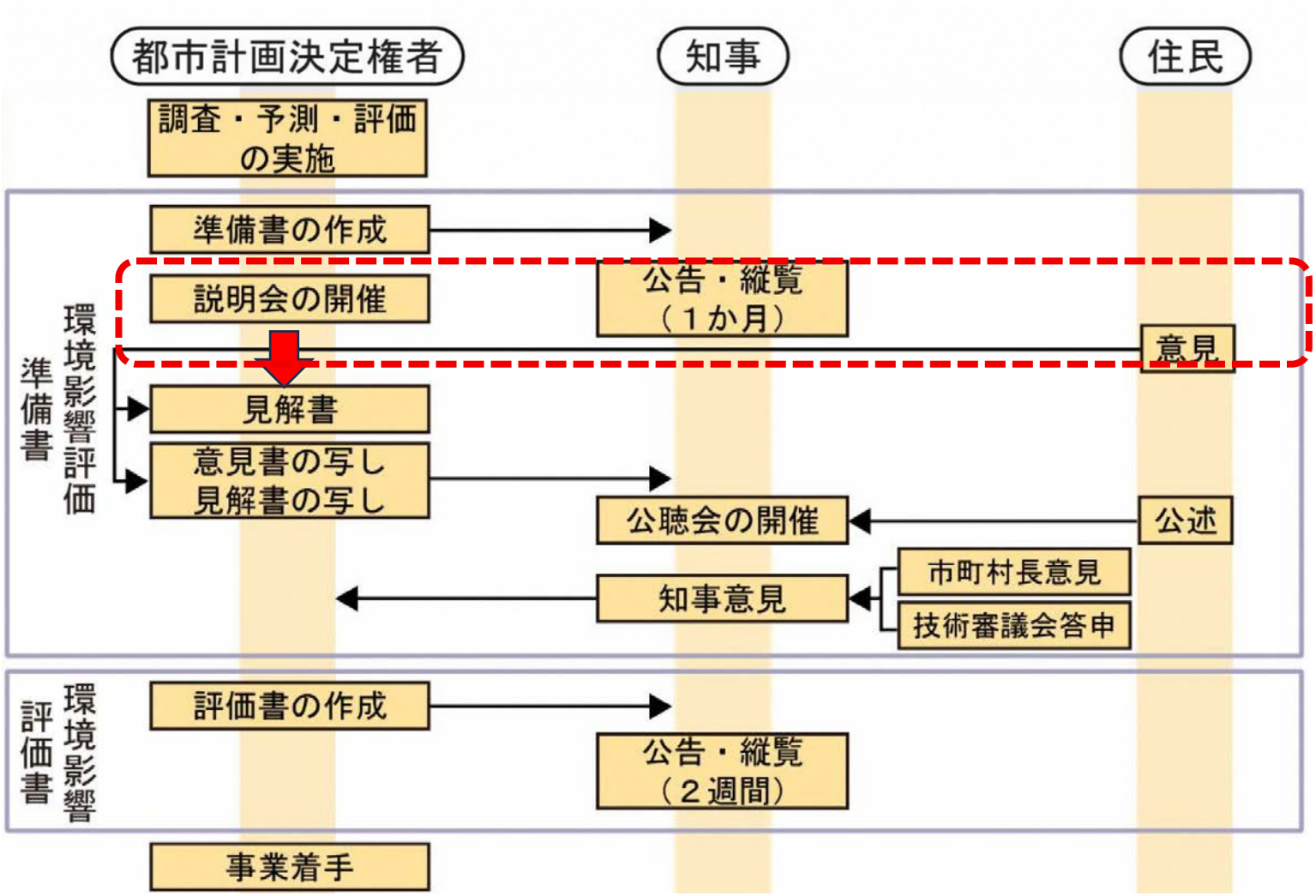

あらましp.3

環境影響評価の手続きの流れ

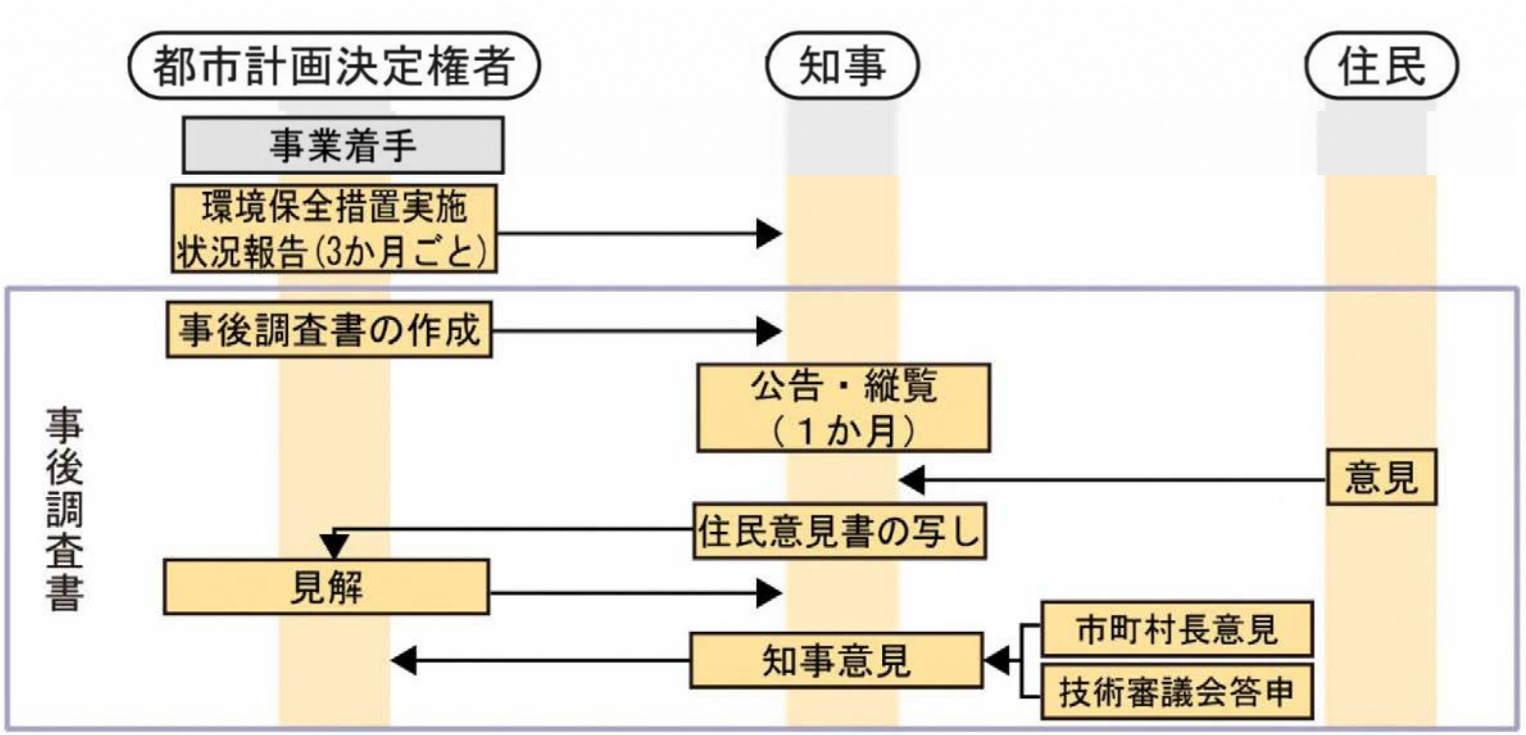

あらましp.3

事後調査の計画

調査実施時期	項目	調査内容
工事中	水質	上流の水路及び石川川の水質等
	地盤	盛土による圧密沈下量等
	動物	保全すべき種の繁殖状況 公開緑地公園内へ移設種・移植種、着目種の生息・生育状況
	植物	
	生態系	
供用時	大気質	ベンゼン類の濃度等（製造系企業進出の場合）
	騒音・低周波音	予測地点における道路交通騒音・環境騒音等
	水質	上流の水路及び石川川の水質
	動物	保全すべき種（オオタカ）の繁殖状況 公開緑地公園内へ移設種・移植種、着目種の生息・生育状況 計画地及びその周辺での保全すべき種の生息・生育状況
	植物	
	生態系	
	景観	予測地点における眺望景観
	自然とのふれあいの場	石川川の河津桜の状況

あらましp.30

環境影響評価準備書をご覧いただける場所

縦覧期間	令和8年11月4日（水曜日）から 12月4日（金曜日）まで 【ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く】
縦覧場所	・埼玉県環境部環境政策課 ・埼玉県中央環境管理事務所 ・埼玉県東松山環境管理事務所 ・桶川市環境対策推進課 ・上尾市環境政策課 ・川島町農政環境課 ・鴻巣市環境課 ・北本市環境課 ・吉見町環境課

県立図書館各館（熊谷・久喜）、県政情報センター、鴻巣市あたご公民館でもご覧いただけます。開館日、閉館日については各機関までお問い合わせください。
また、インターネットでも準備書をご覧いただけます。

あらましp.31

説明資料の公開

環境影響評価準備書や、本日の説明会で配布いたしましたあらまし、上映したスライド資料については、桶川市のホームページでご覧いただくことができます。

«ＵＲＬ»

https://www.city.okegawa.lg.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/machidukuri/kigyou/15356.html

«ＱＲコード»

※ＱＲコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。

あらましp.31

環境影響評価準備書に対する意見書の受付

提出先	〒363-8501　桶川市泉一丁目3番28号 桶川市 都市整備部 都市計画課 企業立地支援係 電子メール　toshikei@city.okegawa.lg.jp 電話番号　048-788-4950 ＦＡＸ　048-786-9866
提出期限	令和８年12月18日（金）【必着】
備　考	◆意見書の記載事項 ・住所 ・氏名（法人その他の団体は、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地） ・当該準備書に対するご意見およびその理由 ◆準備書の用紙でなくとも差し支えありません。 ◆電子メールでも受付けいたします。

あらましp.31

ご清聴ありがとうございました。

«問合せ先»
桶川市　都市整備部　都市計画課　企業立地支援係
電話：048-788-4950
（8：30～17：15／土日祝日は除く）